

を引き取った親にも、養育費と親子の交流はトレードオフの関係として捉えられているのがわかる。

****離婚・親権と養育費・慰謝料の取引****

■子どもを引き取って早く離婚しようと、養育費・慰謝料は要求しなかった

【母子グループ①】

A: うち離婚そのものが裁判離婚だったんです。調停とかはもう不調で。だから（現居住地に）出てきて2年にはなったけども、実際に離婚ができたのは去年なんです。

司会者: 離婚調停は不成立だったんですね。

A: 出てこないだもの、向こうが。

司会者: それで裁判までなされたんですか。

A: それで結局、親権もこっちで全部できました。そのかわり養育費も慰謝料も何にもありません。

司会者: 裁判でもとれなかったのですか。

A: いや、ないっていうか請求しなかった。それが一番早く決着つける。

司会者: 決着をつけるために?

A: そう。早く他人になりたかった。

C: うん、そう。早く他人に。

司会者: そのお気持ちが本当に強くあられたんですね。Bさんも養育費は全く取り決めもなく、受け取ってもいないということですか?

B: そうです。やっぱり同じで、早く他人になりたかったです。もう初めは、むこうが（子どもを）とるっていうことだった、それで親権は渡さないっていうことだったんですけど、「養育費も慰謝料いらないから」って言ったら、子は手放すということになるんです。だからそれと引きかえ。

A: それをやられるとね、やっぱり。

B: もう長引いちやうし、もうイライライライラして、時間もかかるし気分があんまりよくないので。それと逆にお金を貸していた部分があるんです。それももういらないからといって。

■子どもを引き取るために、養育費・慰謝料の金額を妥協した

【母子グループ④】

K: 別れるときに300万欲しいって言ったら、金くれないって。子どもを置いてけって言われたの。でも100万だったら出すみたいで、慰謝料と養育費合わせて100万。

司会者: 100万円で妥協したんですね。

K: 離婚したら、子どもを連れていたら手当をもらえるっていうのは知っていたので。それで足りない分は働くという気持ちで。田舎に帰れば家賃はいらんないじゃないですか。

****養育費と子どもの面会の取引****

■養育費を払うから子どもに会わせてくれ、と言われた

【母子グループ②】

司会者: 養育費については、取り決めはどのようにしましたか。

F: 欲しかったんですけど、ないので、取りたくても。

司会者: 話題にはしましたか。

F: 要は、離婚には応じてくれなかったんです。「おれは絶対別れない」という感じで。嫌いで別れるわけではないから、仕事をね、普通の社員でいいから、15万円でもいいから、そういうところに勤めてくれれば、私が子どもがもう少し大きくなったら働くからと言っていたにもかかわらず無理だったので。私のほうが、もういいから、と。子どもの前でケンカするのが嫌だったんです。そのケンカの中で育てていくのであれば、私だけの愛情で、笑って育てたかったので、一緒にはいられないとい

うことで、そのかわり、お金は払えないということだから。そのかわり、月1万円払うから毎週会わせると言われたんですね。1万円養育費をやるから、毎週会わせてくれて。1万円だったら悪いけど、内職で私が稼げますから。じゃあ、いい。

司会者： そうしたら、相手は引き下がったのですか。

F： いや、引かなかったですよ。離婚届を出しに行くときにも、区役所でずっと、「1万円払うから」って。「2週に1回でいいから」「月に1回でいいから」と。

司会者： では、彼にしてみれば、1万円なら払えるという。

F： 「1万円なら払うから」と言っていて。たまに電話がくるんですよ。やっぱり1日も忘れたことがないって、子どものことを。「元気？」という感じで。もう昔のことなんで、私もケンカしたころのことは忘れちゃって普通に話すんですけど、「18歳までは養育費はさかのぼって請求できるみたいだから、もらうからね」と言って笑って。

■養育費が振り込まれなくなったら、子どもに会わせるのを止めようと思っている

【母子グループ①】

司会者： お子さんもお父さんと会っていて、養育費も定期的に送られてくるっていう形ですね。

C： そうです。ただもともと収入のあまりない人なので、それだけあれば子どもを養っていけるのか、そんな額はもらっていないです。

司会者： 取り決めもなさっているんですね。

C： 取り決めっていうか口約束です。「幾ら欲しいんだ」っていうから、「じゃあ、幾らなら払えるの」っていう話で。それで「じゃあ、これだけ」って言われて。いいかげんな人なので、多分そのうちこじつけを出してきて「いま仕事がないから」とか「給料が減っちゃったから」とかって、きっとそのうち振り込みもなくなるんじゃないかなと思っているんですけど。

司会者： 離婚されて1年半でしたね。将来的の支払はわからないっていう感じですか。

C： そうです。口がうまいので、「子どもが進学するときには、言ってくれば助けるからね」なんて言うけど、実際そのときになったら「知らない」ってきつと言うんだらうなって思っていますけど。もう振り込まれなくなったら、子どもに会わせるのもやめようかなって。そうしたら縁が切れるからいいかなとは思っているんです。ただ、今は子どもの意思を尊重してあげたくて、向こうに会いに行っているのが楽しくて、帰ってくるのが嫌だとか言い始めているらしいんですよ。

(2) 離別後の親子の交流

①交流があるケース

母子世帯で子どもが父親と会っているケースは多くない。会っているケースのなかには、子どもは父親とは知らされておらず、母親の友人として会っているケースもあった。父親と子どもが会う場合には、父子のみで会うことが多いが、母親も一緒に会っているケースがあった。それは調停で夫婦間の話し合いができたことにより、離婚後も両親が友人関係を維持できているという事情によるものであった。

しかし、このようなケースは例外的であり、非監護親と子との交流が監護親に大きな心理的ストレスをもたらしている場合もあった。

母親の友人として父親と会っている

■父親はいない、と言っている

【母子グループ②】

司会者： お子さんとお父さんは、会われているんですよね。

E： お父さんとは言っていないんですよ。お父さんはいないからね、と。最近、「僕のお父さんは？」とか言うから、「いないよ」と。まだ5歳だから、そのうち聞いてくるんだらうなとは思いますが。でも、会ってはいるんです。会うときは私も一緒に。お父さんとは言いませんね。お母さんの

友だちだよって。

司会者： そのことについては、お2人の間では、そのようにしておこうと。

E： 今のところは。そのうち、もっと大きくなって何か聞いてくれば、ちゃんと言うし。私は私で、まだ何と言おうかと戸惑っているんですけど、相手は、「そういうふうに言ってきたら、ちゃんと話すよ」みたいなことはちゃんと。向こうは向こうで。

司会者： では、認知はされているんですか。

E： ううん。私も別に望んではいないし。逆に、よくわからないんですね、認知って何かなとか。何のために認知が必要なのかな、と。区役所に行って、「認知されますか」とか言うから、「認知って何ですか」って聞いたんですよ。認知して、何かメリットか何かあるんですかね。

■父親は仕事でアメリカにいる、と言っている

【母子グループ②】

司会者： お子さんにはずっと会っていないんですか。

F： 2歳くらいのときに会いましたね。一緒に、私のお友だちという感じで。

司会者： 子どもさんはお父さんの顔は覚えていませんか。

F： 3ヶ月で分かれまされたので、顔は覚えてないです。でも、写真が残っているので、「あ、これはあのお兄ちゃんだ」とかって言います。

司会者： お父さんではなくて、お兄ちゃんだと。

F： 「このお兄ちゃん、好き？」と聞くと、「嫌い」と言うんですよ。「大好き」とか言えば、「本当はパパだよ」と言いたいんですけど、「嫌い」とか言うから。

司会者： あまり会っていないんですか。

F： 今は会っていないですね。でも、別に会いたいと言え、いいかなと思いますね。

司会者： なぜ別れるときには合わせたくないとされたんですか。

F： 父親としてしっかりしてほしいと思ったので。それを言ったつもりだったんですが、相手にはわからなかったんですね。いずれ戸籍を見て、名前が書いてあるじゃないですか。子どもが見て「会いたい」と言って会ったときに、子どもの理想どおりじゃないんですけど、幻滅させたくないんですね。立派になれとは言わないので、一般レベルというか。

司会者： 恥ずかしくないお父さんで、ということですか。

F： 子どもには、一応、父親はいると言っています。アメリカに仕事に行っていると言っています。だから幼稚園でも私が母子家庭だということは知らないです、皆。

司会者： 幼稚園のお友だちにも、お父さんはアメリカにいる、と言っているわけですか。

F： 「僕のパパはアメリカにいるんだよ」って言って。知らないお母さんから、「え、アメリカにお仕事に行ってるの？」と。

親子の交流の状況

■小遣いによって、父親と子どもの交流が成立している、しかし子どもには緊張も

【母子グループ⑤】

O： 夫婦が別れたのであって、子どもたちの父親はあくまで一生父親だと思っていますので、つき合いはさせています。相手も結婚していませんので、連休で寂しいときなどは、「貸しますよ」と。「貸し出ししますが、帰りにはちょっとお小遣いをください」と。

司会者： お小遣いはついてきますか。

O： 「お小遣いがついてこなければ、次は貸しませんよ」と。「親戚の結婚式とか何か催し物があった、男として立ててほしいときには幾らでも貸し出ししますよ。ただ手ぶらは困ります」と、それぐらいは言っています。ですからいい父親関係はしていただけると思います。泊まりにも行きます。

司会者： どのぐらいの頻度で行かれるんですか。

O： それは例えば修学旅行の前とか。

司会者：なるほど。

O：向こうも寂しくなって電話がかかってくると、いや行けないとか、断ったりはしてますけどね。

司会者：お子さんもよくわかってる。

O：いい父親だったということで上げておいて、できれば私も楽をしたいかなと。たまには私も休みたいから、お友だちと出かけたりそういうときには。

司会者：もう今は18歳とか24歳とか大きくなっていらっしゃるの、もうお母さんを通さずやりとりできますね。小さいときから、お子さんはもうお父さんと交流があったんですか。

O：上の子はありました。でも下の子はやっぱり無理でした。一日も暮らしてないわけですからね。

司会者：そうですね。

O：ええ。でも本人は父親というのはそういうものだと思ってましたから、よそのお父さんのことを、「何であのおじさんはうちにいるんだろうね」って言ってました。会いに行くのが父親だと思ってましたから、下の子は。だから上と下は全然感覚が違います。でも帰ってきたときには昏睡状態のように寝ていましたから、相当気を使っていたのでしょうね。でもお小遣いはもらって、我慢して行っていました。

司会者：子どもの義務として。

O：義務として。

司会者：会えばお小遣いがもらえると。

O：そう。帰りにはお小遣いがもらえるんだと。

■離婚前から父子関係があった子どもと、なかった子どもでは様子が違う

【母子グループ⑤】

M：父親は父親、向こうの両親とは両親ということで、つき合いはあるんですよね。ちょっと遠いのでそんなにしょっちゅうは行けないんですけど、娘が高校を卒業して下の子が中学を卒業したときに、春休みとかに行ったりとか。あと去年、向こうの母が亡くなってしまったときに、学校のある時期だったので、下の子は部活もやっていたので行けないんですけど、娘だけ葬儀に参列してきたりとか。向こうの両親はすごいかわいがってくれたんです。内孫だったものですから、向こうにとっては、やっぱりそういうつき合いは大事ですし、離婚というのは向こうと私だけの問題なので、子どもには一切関係ないことなので、それで今でも続いていて。やっぱり下の子は2歳になる前だったのであんまり父親という印象を持っていないので、行ったりとかして話はするらしいんですが、あんまり。娘は時々メールとかやっているみたいで。

司会者：行くときは子どもたちだけで？

M：そうです。行くときは子どもたちだけで行ってきなということで。

司会者：お小遣いをもらってきますか。

M：もらってきます。当然。大学に入ったときには娘に、「お金がかかる」と入学金の案内を持って行けと言って。そしたら入学祝い金を持って帰ってきましたね。

司会者：そうですか。

M：よしよしと言って。

■父親と子どもの面会に母親も一緒に行っている

【母子グループ③】

司会者：調停に運ぶ努力をなさったんですね。

I：そうなんですけどね。でも結局、協議離婚で。でも自分の中では動くことは動いたし。調停で、お互い直に話さないで、間に入っていたいで会話ができたことで、籍を抜いてからは、今は本当に普通に会うことができますし、子どもが父親とご飯を食べに行くときに私も時間があいていれば

一緒に行きます。向こうはもう世帯を持っていますから、本当に友だち感覚で行くことができます。

** 父子交流に対する母親の複雑な思い **

■ 父親と会った時の様子を私に話さないで、と子どもに頼んでいる

【母子グループ①】

C: 私は別れるまでは全然子どもの面倒とかを見ない人だったんですけど、別れるっていう話をし出すと「おれも父親だ」って。それで結局別れるときに、月に一度は子どもに会わせるという条件付きで、私のほうが私に子どもを渡してもらったという形なので、別れてからずっと月に一度、金曜日の夜に迎えに来て、それで日曜日の夜に連れてくる。

司会者: では金曜の夜と、土曜日の夜の2泊、お父さんのところに？

C: そうです。

司会者: そういうことについて、Cさんご自身はどういう感覚なんでしょうか。

C: 私自身はもう完全に全く赤の他人になりたくて、絶対二度と話もしたくないし、顔も見たくないし、存在自体もいらないうつというか。でも子どもにとっては父親なので、私の気持ちで子どもから父親を取り上げてしまっただけではいけないので。でも私自身はおもしろくないんです。

司会者: おもしろくはない？

C: おもしろくないです。子どもにそんなことをしちゃいけないと思うんですけど、子どもが帰ってきてから父親の話とかおばあちゃんの話とかをすると、イライラしちゃうんです。

司会者: 「今日こうだったよ。ああだったよ」と、子どもさんが無邪気な感じでお話されるわけですね。

C: そうそう。「あそこ行ったよ。ここ行ったよ。こんなことして遊んだよ」って言われると、私には疎外感みたいなのもあるし、ヤキモチみたいなのもあるし。私は1カ月のうちこれだけ頑張って子どもに楽しませるだけじゃなくて、しつけどかやっているのに、という気持ちになって。

司会者: お父さんは楽しいところばかりとって行くんですね。

C: そう。それで最初のうちはそれでも我慢して聞いてたんですけど、いいかげんにもう我慢しきれなくなっちゃったので、「悪いけど、あなたたちがお父ちゃんのところに行くのはいいけれど、私はあなたたちがお父ちゃんのところに行ったときのことを聞きたくないから、お願いだからしないでちょうだい」って。

司会者: 今はそういうふうには言っているんですね。

C: はい、そう言ってから、子どもは話さなくなりました。かわいそうだと思うんです。いろいろ話したいだろうなと思うんですけど、ただ私のほうが、気持ち的に八つ当たりしちゃったりするので、それだったらしてもらわないほうがいいかなと思ったんで。

② 交流のないケース

母子世帯で子どもと父親の交流のないケースでは、離別前から父子関係が形成されていないことのほか、「子どもが会いたがらない」という理由もあげられた。ただし、父親から会いたいという要求があったわけでもなく、また、子どもなりに母親への遠慮もありうることから、子どもの本当の意向はわからない。

父子世帯でも子どもと母親の交流はほとんど行われていない。また、母親と会うことで子どもの心の動揺が見られたことから、交流が停止されたケースもあった。

■ 子どもが父親と会いたいといわない

【母子グループ①】

司会者: 離婚したとき、お子さんは3歳だったからあんまり覚えていないということですが、その後、お父さんとの交流もないという形ですか。

B: そうです。私の父のことを父親だと思ってました。

司会者： ではおじいちゃんが、本当にお父さんのように育ててくれたっていう感じに？

B： そうです。だから本当の父親に会いたいの、そういうことはまるっきり言いません。未練があるとかがそういうこともないみたいだし。

A： うちも「いつでも会いたきゃ、会いに行っていよいよ」って。離婚は私たちの問題であって、子どもにとってはやっぱり父親であるというのは、これはもうどうすることもできないことだし、そういう慰謝料も養育費も払わないような人であっても、父親なんだから、しょうがないわけです。だから、いつもそう言っているんだけど、父親に会いたいとは言わないです。

■母親のビデオを一度みただけで、全く会っていない。

【父子グループ②】

司会者： 前の奥さんと子どもさんの関係はどうなんですか。

U： もう全然会っていません。

司会者： ずっとですか。

U： ええ、うち出ていったきりですね。

司会者： すると、子どもさんは一度もお母さんとは。

U： 知らないですね。結婚式のときのビデオを見てるぐらいですね。それも10歳ぐらいのときです。小学校高学年になってからですよ。うちのおふくろが黙って見せたらしいですよ。「こうやって結婚式を挙げてこうなのよ。写真がこれなのよ」みたいな。ビデオって、よく亡くなった後に見ると生々しいと言うけど、あれは動いて声も入ってるじゃないですか。本人ずっと見てた。でも1回見ただけで後はもうしまってくれて、しまっています。だからそういった意味では、もう自分はそういう境遇なんだみたいな。ただ、クラスで今1人か2人は必ずいるんですよ。母子家庭とか、珍しくなくなってきたんで。だから別段自分だけがってことはないから。

■母親と会った後は子どもの心が動揺するので、会わないでくれと伝えた

【父子グループ②】

S： 1カ月に1回ぐらいは会わせてはいたんですけど、やっぱり子どもが別れ際に泣くんすよね、さみしいから。向こうは怒ることもないし、かわいいかわいいと言っている感じじゃないですか。だから子どもが帰ってからもしばらく泣いたりとかして、それがかわいそうなので、「小学校卒業するか中学校卒業するまではしばらく会わないでやってくれ、子どもの心が揺れてすごいかわいそうだから」と言って。

司会者： 女の子なんですよ。

S： そうです。もうわけわかんないときに会ったりすると、心が揺れるじゃないですか、やっぱり。だから、ちょっと音信不通にしてくれという。

司会者： そうですか。

(3) 養育費の支払状況

母子世帯で養育費が支払われているケースは少ないが、父親が調停での決定に従って支払を続けたケースがあった。公的機関による決定が相手に拘束力を与えたものと考えられる。また、再婚により支払が滞ったため、母親が強制執行の手続きを行ったケースもあった。このケースでは、父親が大企業勤務ということから、給与天引きが効果をあげていた。

支払われていないケースは、取り決めが行われていない場合が多いとみられる。それは前述のとおり、離婚や子どもの引き取りのためにあえて取り決めなかったというケースもあるが、相手が拒否したことで取り決められなかったというケースもある。また、養育費を相手にもらうことへの抵抗感から要求していないケースもある。

父子世帯の場合、ほとんどが取り決めも支払いもなかった。取り決めたケースでも実

際に養育費を請求するつもりがないというものであった。

****支払われているケース****

■調停で決めた養育費が20歳の誕生日まで支払われた

【母子グループ⑤】

M: うちは一応調停で、養育費も決めました。月一人3万円ということで、一応18歳の3月までというふうに。

司会者: そうですか。

M: 養育費も上の子が18歳までということだったんですけど、そのときの証書というかコピーを私はもらったんですけど、向こうはもらわなかったのを忘れていたみたいで、20歳までくれたんですよね。ラッキーで。でも20歳になったらピタッと止まったので、「失敗した」とか思ったんですけど。

司会者: 20歳って思いこんでいらしたんですね。

M: 20歳までと向こうは勘違いしたみたいで入れてくれたんですよ。得したんです。ただ、20歳の誕生日でなくなってしまったので、「あと2年大学が終わるまで」と思ったんですけど。今つくづく思うことは、月々の額プラス小学校へ上がったなら幾ら、中学校になったら幾らって段階をつけるべきだと思いました。

司会者: 一律ではなくということですね。

M: 小さいうちは安くてもいいですけど、中学・高校ましてや大学とかいうと、高校も私立とか行ったらもう都立と一けた違いますから、絶対にそういう段階をつけるべきだと。

■途中で支払われなくなったので、母親が強制執行をかけた

【母子グループ⑤】

N: いろいろな戦いの末、今はもらっています。

司会者: ちゃんと約束があって、定期的にきちんとですか。

N: そう順調でもなかったんです。取り決めたのが、別れてから1年後だったんですよ。何かどうも「やばいな、これは途中でくれなくなるかもしれない」というのがあって、1年後に一応決めた証文があるんですけども。やっぱり向こうも途中で彼女との間に子どもができてしまったんです。そうしたらいきなりパタッと。

司会者: 支払われなくなったんですか。

N: ええ、なくなっちゃって。で、「どうしたのよ」って。私には結婚したとかも全然報告がなかったし、そのときは知らなかったんです。「払えない」の一点張りなんですよ。そしたらいきなり向こうの奥さんがかわって、「こっちは子どもがいてどうのこうの」としゃべり始めて。

司会者: お電話でですか。

N: そこで初めて知ったんです。「払えないって言ったら払えないのよ、ひどいことを言わないで」と向こうから言われたんです。「ひどいのはどっちよ。産まれたのはこっちが先なんだけど」と。

司会者: すごいですね。その前に公正証書はつくっていたんですよ。

N: つくったらすぐ来なくなっちゃって。勘が当たったんですね、きっと。それでしようがないので、どこへ勤めているというのはわかりましたので、もう会社に連絡しちゃいました。お手紙で書いてました。こうこうこういうわけだということ。

司会者: 手続はどのように?

N: 行きましたよ。書類を持って、家庭裁判所でしたっけ。

司会者: それで給与天引きということに?

N: そうです。差し押さえの手続をしました。調べに調べまくって、どうやるんだとかって。

司会者: やっぱり公正証書をつくっていたのがよかったんですよ。

N: そうですね。何かこうピンと来て。彼も結構大手の会社に入っていたんで、何かあったらヤバイと思っただけで、今はきちんと払ってくれているんですけども、取り決めた金額よりは随分減ら

されました。

司会者： 再婚して、減らされたわけですか。

N： ええ。少なめでお願いしますという感じで、1カ月でも滞ったら元の金額に戻していいからと。それも口約束なんですけどね。

司会者： でもちゃんとそれでうまくいっている、よかったですね。

司会者： 会社には言ってほしくないんですね。

N： やっぱりそうですね。そこをやめたら大変だろうと思って。

司会者： そうですか。でも頑張ったかいがありましたね。

N： 多少はね、戦わないと私のほうもやっていけないので。

支払われていないケース

■ただの証文だったら悔しい、ということで取り決めなかった

【母子グループ⑤】

司会者： 定期的に養育費というのは受けていますか。

O： なかったですね。慰謝料もなかったし。

司会者： 要求もしなかったという形なんですか。

O： そうですね、私はしたかったですけどね。でも実家の父が「いろんなものを書いてもらったって紙は紙だから、さっぱりと自立しろよ」と。「証文を書いてもらって、ただの証文だったらもっと悔しいだろ」と。「なきやあ頑張るだろう、お前」という感じです。

司会者： お父さんのアドバイスがあったんですね。

O： そうですね。ゼロのほうがいいかなと思ひまして。

■相手から脅しにとれるような言葉をいわれ、取り決められなかった

【母子グループ③】

司会者： そうですか。話し合いで養育費の取り決めというのはできましたか。

G： 調停とかも、お金がかかるって前に聞いたことがあるので。公正証書も考えたんですけど、もう相手のほうが何かあの、電話で言われたんですよ。

司会者： 電話をしてきて何か言ったんですね。

G： そうなんですよ。何かおどしみたいなことと言ってきたので。そんなことしたって払わないみたいなの。

司会者： 払いたくないってことですね。

G： そうですね。最終的には向こうの意図なんでしょうけど。だったら、もうそこまでして、そんなことを言われてまで、このままズルズルといくよりは精神的に楽になりたかったの。

■頭を下げてもらうのが情けない

【母子グループ②】

D： 養育費は欲しいんですけど、1人でもきちんと育ててみたいなとも思います。でも、私の収入にも限りがありますし、こちらが頭を下げて、もらったほうがいいのかなと……。

司会者： 迷いますか。

D： 同僚にも母子家庭がいて、私がお休みの日に働いていることを知っているの、「もらったほうがいいよ」と言うんですが。

司会者： 頭を下げなければいけないということが嫌ですか。

D： 情けないな、と。

■文書で取り決めたが、もらおうとは思っていなかった

【父子グループ②】

司会者： 養育費については文書で取り決めて相手が払うというふうには？

T： なっていましたが、別にもらおうと思ってなかったですから。もらっていません。請求もしませんし、もらったってしょうがないじゃないですか。いや、だから借金するというのは大変なことなんだっていうことを知らしめるためにそういう文書を書いてくれと言ったんです。またどこかで借金したら大変じゃないですか。金がなくなったら電話してくるんですから。

3. 祖父母との関係

(1) 祖父母と同居

日本のひとり親の特徴のひとつが、祖父母との同居という居住形態である。祖父母は物心両面からひとり親を支える存在と考えるが、必ずしもそのような関係ばかりではない。母子世帯のなかには、自分の母親との確執を抱え、それを解消できないまま、同居せざるを得ない状況にあることから、心理的負担を感じているケースもあった。

同居しているケースでは、経済的な面のほか、子育ての面で祖父母からの支援を受けている場合が多かったが、子育て方針の違いや、祖父母の孫に対する耐え難い発言などを感じている場合もあり、必ずしも望んで同居しているケースだけではなかった。なかには、同居時に祖父母による孫への虐待が行われていたケースもあり、そのケースでは親が虐待に気づいた翌日に別居に移行していた。

また、子育て中は支援者であった祖父母も、いったん病気や要介護状態になると、逆にひとり親が祖父母の支援者へと立場が逆転する。将来、祖父母の扶養を引き受ける覚悟で同居しているケースや、すでに現在、親の介護を実践しているケースもみられた。

祖父母との確執を抱えた同居

■子どものときに自分を残して家出した母親を責める気持ちがある

【母子グループ①】

A： 私の母は、私が小学校6年のときに家を出ちゃって、それで実際私の面倒を見てくれたのは、おじいちゃん、おばあちゃんだったんです。それで今になって考えるのが、やっぱり人が生きてくって「日々をどうやって支えてくれるか」、それがなくて子どもは育たないってことです。毎日ご飯をつくって食べさせて、それが十分であろうが十分でなからうが、それがなきや育たないの、子どもって。

司会者： それはご自身の経験から思うわけですね。

A： そうです。それでいま母と一緒にいるけども、母との確執っていうのも私の中にはあるんです。そうせざるを得なかった母の気持ちはわかるけども、「でも、あなたはそっちを選んだんじゃない？」っていう気持ちが私の中になんかどこかにあって、やっぱり母を責める気持ちが時々顔を出すの。

司会者： 今も？

A： 今でもです。だから自分でもつらいんだけど。

同居のメリットとデメリット

■経済面と子育て面で助かっている

【母子グループ②】

司会者： 同居されているのは、どういう理由ですか。

F： 大きく分けると二つあります。一つは金銭的なものです。あとは、家を出たいのはやまやまなんですけど、母子2人になると、私がちょっといない間は子どもが1人になるので、孤独感や孤立感を味わわせることにどうしても抵抗がありますので。きょうだいでもいてくれるといいんでしょうけ

ど。もう少し大きくなって自分のことが何でも、勉強したり本を読んだり遊んだりというのができるようになったら、いずれは出てもいいかなと思っています。

■しつけ方の違いがある、祖父が孫をひどい言葉でなじる

【母子グループ②】

F: 一緒にいてデメリットも、もちろんあります。要は昔の人なので、昔の考えなんです。私ともう全く正反対のしつけ方というか。

司会者: 結構、言い争うこともありますか。

F: もうすごいこともあるので。私が口をきかなくなると、結局、子ども私のマネをするので悪循環です。私は「おじいちゃん、おばあちゃん、大好き」と育ててほしいんだけど、それがやっぱり。実際には家を出て、たまに行くほうがかわいがってももらえるんでしょうけれども。家をでて、自分の思いどおりに育てたいというのが、本当のところですよ。

司会者: 別居したい理由としては、しつけ方の相違が一番大きいですか。

F: すごく大きい。あまりそばに置いておきたくない。

司会者: 例えばどのようなことですか。

F: お酒を飲むんですよ。飲んで暴れるタイプなので。そうすると、自分の不満を子どもにぶついたり。全部が「おまえが悪いんだ」と子どもを責めたりとか。

司会者: お孫さんにですか。

F: ええ。飲むと「死んじまえ」とか「出ていけ」とか、言っほしくないような言葉が飛び交うので、それがちょっと。

■祖父母が孫に虐待していた

【母子グループ①】

C: 出てきちゃった本当の原因というのが、私の両親が息子2人を虐待してたんです。

私は通勤に片道1時間半ぐらいかかったんで、朝も早く出て行くし夜も遅く帰ってきていたので、虐待されているっていうことも全然気がつかないんです。それである日、夜帰って子どもの顔を見たらものすごい顔をしてたんで「どうしたの?」って聞いたら、「おばあちゃんにやられた」って言うんで。よくよく聞くと今回が初めてじゃなくて何回もやられて、棒で顔をぶたれたりとか、結構そういうひどいことをやられてたらしくて。

司会者: それはお2人とも?

C: 2人ともですね。わかったときは本当にビックリして。

司会者: お孫さんにあたるわけですね。

C: そうです、実の孫です。私にはずっと隠していたんで。気がついたときにはもう頭に血が上っちゃって。次の日に出てきちゃったんです。

司会者: そうでしたか。じゃあ今は全然行き来なさっていないんですか。

C: 全く。そんな人ともう。自分の子どもをいじめられて、何で黙っていなさいいけないと思うので。

司会者: じゃあ「いざというときに頼ろう」みたいなことも、わけですね。

C: 絶対に、あの人だけには頼りたくないですね。

■病気の親を介護している

【母子グループ①】

B: 私自身が一人っ子で、実家に帰りやすかったんです。

司会者: ご実家のほうも、「戻ってこい」という感じでしたか?

B: 私は娘が1人だから、私の子どもが男の子じゃないですか。やっぱり初孫ということで母も喜んでくれて。

司会者： 離婚されたとき、子どもさんはまだ3歳とか小さかったんですよね。

B： ええ、そうです。だから大きくなっちゃうといろいろ問題もあるから、早いうちがいいっていうことで、親もそういうことで。

司会者： お父様は去年、お亡くなりになったということですが、お母様は今はお元気でいらっしゃるんですか。

B： 去年に父が急に入院して、1カ月ぐらいで亡くなっちゃったんです。それでその後半年ぐらいして、母が余命4カ月っていうことで、入院して。

司会者： それは大変でしたね。

B： ええ。それでずっと危ないっていう感じできてたんですけど、今は自宅に帰ってきているんです。

司会者： 元気になられて？

B： 血液のガンなんです。だから回りが早くて。それでまたどうなるかわからない。

司会者： じゃあ毎日介護もあるんですね。

B： そうです。だからやっぱり逆に、一緒に住んでいて良かったなって思います。安心ですよ、何かあったときには。

(2) 祖父母と非同居

祖父母と同居していない母子世帯のなかには、そもそも離婚したこと自体を知らせていないケースもあった。それは老親に心配をかけたくないという心情によるものであり、このような場合、離婚による困難だけでなく、それを身内に隠し通すという心理的負担を負うことになり、当事者のストレスは相当大きいと考えられる。

一般に、自分の実家にほかのきょうだい同居していないことや、実家の親が離婚を支持していることなどは、祖父母同居の誘因となるが、そのような条件がそろっていても、実家が地方の場合には、子どもの生活環境の変化を避けたいということや、地方では仕事を見つけにくいということ、さらに離婚して地方に戻って生活することへのわずらわしさということなどから、同居を拒否しているケースもあった。

祖父母と同居していない母子世帯のなかには、自分側の祖父母ではなく、父親側の祖父母が子育ての支援者となり、孫とも良好な関係を維持している場合もあった。これは、婚姻中から祖父母と孫の交流があったことや、その支援なしには母親の生活が成立しない状況にあること、さらには母親が子どもの親族関係の維持を重視していること、という場合であった。

父子世帯のなかには、母親側の祖父母に子どもを預けているケースもあった。これは母親が子どもを残して家出したという事情から、祖父母が責任を感じて、母親の肩代わりしているケースであった。

同居しない理由

■親に心配をかけたくないために、離婚したこと自体を話していない

【母子グループ④】

司会者： ご両親が近くにいらっしゃらないから、同居するという考えはなかったですか。

J： 実は、うちの母はまだ離婚したのを知らないんですよ。

司会者： お話ししてないんですか。お母様は今お1人ですか。お父様は？

J： 父は私が小さいときに亡くなったので。母は一人で暮らしています。母は結構神経質で、悩むと寝られなくなって。前に倒れたことがあったんです。倒れるとすごい困るので。

司会者： 親御さんに頼るところか隠していらっしゃるんですね。

J： 心配をかけたくないんで。だから、ずっと隠してきてるんですよ。まあ、薄々は気づいてると思うんですけど、でも「ちゃんとやってるの?」「もしかして離婚してるんじゃない?」ってこのあい

だ電話で言われまして。「いや、そんなことない」って言ってるんです。

J: 以前、あっちで生活しようと思って仕事とか探したことあるんです。でもやっぱり田舎だからなくて。

司会者: 仕事を考えるとそうですね。

J: だから前倒れたときは、ほんと心配したんですよ。だれもすぐ行けないから。それで「ああ、もうこれは言うべきじゃないな」と思って。言わないほうがいいなど。

司会者: じゃあ当面はお話ししないでやっていこうと思ってらっしゃるんですか。

J: そうです。

■親は帰ってくるのを望んでいるが、田舎の人間関係のなかでは生活したくない

【母子グループ⑤】

O: 私は9人きょうだいなんですけど全員実家を出ていたので、両親は私の離婚に大喜びでした。娘が孫を連れて帰ってくると思って大喜びでしたね。親は帰ってくれると思って、2人でそろって荷物をまとめて来ましたよ。

司会者: 帰ってきてほしかったんですね。

O: 孫がうちへ帰ってくるというんで喜んでましてね。「冗談じゃないわ」って、すごい親不孝をしました。

司会者: ご実家に帰るのはイヤだったんですか。

O: やっぱり田舎は田舎ですから、感覚が古いですからね。そこで育ったのでよくわかっていますから。東京は「隣は何をする人ぞ」って感じで、私が何を食べていようが気にかけませんよね。それが私のバイタリティー。「一杯のかけそば」じゃないけど、子どもと何を食べようが大人に迷惑をかけなければ何とかやっていけるという基盤があったので、田舎に帰ってつらい思いをさせるより、どうせ子どもは大人になったら東京に出てきたいだろうから、それなら東京で城を持とうと。

司会者: 城を持とう、ですか。

O: そう思っています。貧乏でも東京で3人で暮らしているほうがいいかなあとと思って、それで帰らなかったです。

他方の祖父母による子育て支援

■別れてから父親側の祖父母に甘えられるようになった

【母子グループ⑤】

司会者: お子さんにとってのお父さん側の祖父母の方と交流があるですね。

N: 別れる前から私が結構出張とかも多かったものですから。非常にかわいがってまして。とにかく「ずっと置いていいわよ」みたいな感じだったんです。

司会者: 結婚当初からですか。

N: そうですね。まだ別れてないときは、おじいちゃんおばあちゃんたちと細かいことで結構いろいろありまして。夫婦だったときのおじいちゃんおばあちゃんとの関係よりも、今のほうがいいぐらいなんです。

司会者: そうですね。今もお仕事のときに預かってもらったりできるわけですか。

N: ええ、もう思いっきり。

司会者: そうですね。

N: おじいちゃんおばあちゃんは自営でお店をやっているんですけど、おじいちゃんなんか仕事の間隙に孫と一緒に連れ出して、買い物に行ったり遊びに行くのが、やっぱりすごく楽しみにしています。

司会者: そうなんですか。子どもたちもなついてるんですね。

N: そうですね。忙しいときとか、暮れとか、配達を子どもたちが手伝いに行ったり。

司会者: いいですね。

N: そうしないことには私も仕事ができなかったというのももちろんあるのですが、できれば私は、別れても、お父さんはお父さん、おじいちゃんたちはおじいちゃんという、そのつながりだけは消したくはなかったんですね。

■元妻の祖父母に子どもを預けている

【父子グループ②】

V: 別れた妻のお父さんお母さんと仲がいいんです。今でもちゃんと電話をしあっていますし。うまくいっています。本当ですよ。かえって、自分の娘のことをこぼしていますから、「恥ずかしいことしてごめんなさい」と言っています。

司会者: そうですか

V: 実は去年の3月までは、うちの長男も元妻の実家に預けていました。小学校を卒業するというところで、向こうから電話がありまして、「息子が東京へ行きたいと言ってる、どうします」と言うから、本人に聞いたら、「僕は東京へ行きたい」と。「お母さんいないよ」って言っても、「いい」って。やっぱり、じいちゃんばあちゃんには、遠慮したんですよ。それで卒業式に行きまして、連れてきました。

司会者: そうすると、下のお子さんは今でも前の奥さんのご実家にいらっしゃるわけですね。

V: はい。

司会者: じゃ下のお子さんだけ、その元妻のご両親のところにいると。

V: はい。僕らは仲いいんですよ、向こうの両親とは。ミカンを送ってもらったり。

IV. 社会的諸関係

1. 保育所・学校関係

離婚母子世帯の場合、保育所の保育士、幼稚園・学校の教員、学童保育の指導員が子どもの生活の安定という面で、重要な役割を果たしていた。また、保育士や教員は母親にとっても、よき理解者や必要な情報の提供者となっていた。しかし半面、教員がストレス源となっているケースもあった。いずれにせよ、保育士や教員等は、子どもにとってだけでなく、親にとっても重要な存在となっており、これらの専門職がひとり親家族についての理解を深めることが求められる。

父子世帯でも保育士や教師が相談相手、理解者となっているケースが多かった。ただし、学校の行事の出席者のほとんどは女性であり、男性には行きにくく、欠席している父親もいた。他方、PTA 活動や「おやじの会」など子どもの学校を通じて、友人関係を拓いている父親もみられた。

****母子世帯にとっての保育士・教員等****

■学童保育の指導員が子どもの精神面をケアしてくれた

【母子グループ①】

C: 行ってる学童がすごくいいところなので、指導員の方もそういう精神的な面とかでもケアしてくれたり。「今日ちょっと〇〇君がさみしそうな、甘えん坊みたいな感じになってたんで、今日はおひざに抱っこして本を読んであげました」とか、そういう先生もいらっしゃって。そういうケアをしてもらっているからだと思うんですけど、2人とも前と変わらず明るくて、やんちゃです。

■幼稚園園長が離婚について理解してくれて安心した

【母子グループ①】

B: 幼稚園のときの面接で、園長先生に話したんです。「実は離婚しているんです」って。そして、「いや、私もしているんですよ」っておっしゃってくれて。

司会者: それは安心しましたね。

B: 安心しました。だから嫌な面はなかったですね。

■中学校の担任が育英会について教えてくれた

【母子グループ①】

B: 「〇〇育英会」っていうのを利用しているんです。子どもが社会に出て働けるようになってから、30年ぐらいかけて返せばいいらしいです。

司会者: それはどこでお知りになりましたか。

B: 中学の担任の先生が教えてくれたんです。そういうプリントをもらいました。「審査が通るかどうかわからないけども、一応申し込んでみたら」って言われて。それでその審査に通って、貸してもらえて、助かっています。

司会者: 先生から情報をいただいたということですね。

B: そうですね。個人面談のときに離婚のことや、ひとり親だということお話ししたんです。そうしたらそれを気にかけてくださったそうなんです。ちょうど進学の時期になったので。

■合格した私立高校の先生が母子福祉資金について教えてくれた

【母子グループ③】

G: 都立に落ちてしまって、私立の高校っていうときに、本当に「ええっ」と思って。まとまったお金ってないですね。手続きに待っていただける日にちが短いじゃないですか。私立の学校の教頭先生からお電話いただきまして、手続きされてないんですけど、どうされましたかということで。それで、高校のほうに伺って、うちはこういうわけで、とてもじゃないですけども、私立に3年間通わせられるだけの経済的能力はありませんと。そしたら、こういった支援策もありますよということで。

司会者: そのときに紹介されたんですか。こういうふうによれますよって。

G: はい。

司会者: いい学校でしたね。そういう相談に乗ってくれて。

G: もしご縁があればいらしてくださいということで。それからもうバタバタと区のほうに相談に行って。

司会者: それで母子寡婦貸付金をお借りになったんですね。

G: はい。

■小学校の担任から、仕事ばかりしないで、と言われた

【母子グループ①】

C: 私は結構言われましたね。子どもの小学校の担任の先生に「仕事ばかりしないで、もっと子どもの面倒を見てあげてください」とか。

父子世帯にとっての保育士・教員等

■保育園の先生が父親の行事参加に配慮してくれた

【父子グループ②】

U: 保育園のときの遠足だとか運動会とか、ああいうときはちょっとかわいそうかなという思いもあったし、ちょっと照れくさいというのもあったし。若いお母さんたちにまじってちょっと行くのは抵抗あるかなとかはありますね。ただ、保育園の先生に恵まれたから。お父さんだから、もちつき大

会とか男手が欲しいとき来てくださいとかというときに声をかけてくれたりして、そういうときには、うちの娘のパパが来たというふうにやってくれたりとかさしてくれただけで、ちょっとよかったかなみたいなことを思います。それは、まあ恵まれてますよね。それは別に法律とかそういうシステムになっているわけじゃなくて、あくまでも保育園の先生方の配慮だけですけどね。

■学校の先生が相談相手になってくれた

【父子グループ②】

W： さっきどなたかがおっしゃってましたけど、小学校の先生と幼稚園の先生には恵まれたんです、私は。ただ6年のときの担任がちょっとふざけたやろうで、ちょっと頭にきちゃったんだけど、それ以外は、今は中学3年ですけど、3年間とも恵まれてますよ。小学校の1～2年生を担当してくれた人が、年齢は私より二つ上の、強いて言えばおばさんですよ。だけど意見が合うんですよ、私の意見とびったり。だからもう先生にお任せするからぶんなぐってくれと、オーバーに言う。それぐらい意見が合ったんで、私はその分助かった。相談相手というか、先生が本当に親身をやってくれた。

【父子グループ①】

司会者： 先生は相談相手にはなりますか。

R： なってきますね。やっぱりひとり親っていうのをよく知ってらっしゃるから、大変じゃないかなど、結構いろいろ考えてくれますよね。

父親にとっての保育所・学校

■保護者会は女性ばかりで恥ずかしい

【父子グループ②】

V： 保護者会があるじゃないですか。いつも行くんですけど、みんな女性なんですけど、それが恥ずかしくてしょうがないです。

W： 私は1回も行かない。ただ、先生の面接にだけは行く。担任の先生だけ。授業参観は一切行かない。子どもも「来ないでくれ」と言う。

T： 同じ状態ですよ。

V： でも、逆に同情買いますよ。Vさん大変ですねって。

■女子校の保護者会には行きづらくて、最後は行かなくなった

【父子グループ③】

X： 男の子のときはずっと父兄会に出たんですけども、父兄会へ出てもやっぱりほとんど女性なんですよね。でも、男子校なので別に父兄会に行ってもそんなに違和感はなかったんですけど、下の女の子は女子校なので、いるとちょっとやっぱり行きづらさがあるって最後は行かなくなりました、女の子のときは、別に本人来なくていいと言われてたんで、で、先生から手紙なんかももらうようになったんで行かなくなりましたね。

■「おやじの会」をつくって、自分の居場所ができた

【父子グループ①】

Q： ええ。そのかわり自分ができることだけやろうと思って、まず高校のPTAで、今会長をやっているんですけど。やり始めたら、あっ、こんなこともできるんだとか、結構時間は作ればできるんだな。で今、中学校と小学校で「おやじの会」っていうのを作っているんですよ。

司会者： おもしろいですね。中学校と小学校で作られたんですか。

Q： ええ、そうです。結局お父さんたちが出てこないから、知ってる人もいないから出にくくなっちゃうんですよ。知ってる人ができてくれば、行けば誰かに会える。学校の行事に出やすくなるんで

すよ。

司会者： 出ていっても女の人がいっぱいとか。

Q： そうなんです。いる場所がないわけですね。そういうのを少しでもなくしていこうと思ってね。結構、会員は集まりましたよ。

司会者： すごいですね。おやじの会を作ってどの位立ちますか。

Q： おやじの会はね、小学校で2年目で、中学校で1年目ですね。中学校の校長先生から、中学でも作ってくれと言われたので。それやっているとね、子どものためと思ってやってたんですけど、だんだん自分のためになるんですよ。

司会者： それが「自分のため」というのはどういう感触でしょうか。

Q： まあ学校へ行けば自分の居場所がある。先生もみんな知ってる。子どものこともよくわかる。で、子どもとの共通の会話ができる。

司会者： おやじの会はQさんの発案で始められたのですか。

Q： そうです。一緒にやり出したやつもいるんですけどね。お父さん達はね、何でもいいから子どものために本当はやりたいんですよ。だけどやる場所とあれないんですよ。ただ最初のきっかけが。

司会者： そうすると、そういうことはある意味ではQさんのライフワークの一つみたいな感じですか。

Q： ライフワークまではいかないと思いますが、子どもがお世話になってる間はですね。やっぱりそういうことが、子どものために自分が犠牲になってるなんていうことを子どもに思われてもいけないし、自分でも思ってもいけないし、子どものおかげで自分が生き生きと何か楽しめる場を得てるような感じでやっていったらいいなと思うんですけどね。それが子どものために逆にいいのかなあと思うんですけどね。

■ 「おやじの会」に参加してバランスをとっている

【父子グループ②】

V： 年も違うでしょ。でも、逆に同情買いますよ。Vさん大変ですねって。校長とも飲み仲間ですから。あと、おやじの会とか。

W： ああ今、おやじの会なんてあるんですよ。

V： それ、いつも参加してます。それでいろいろなバランスとって。

W： あと防犯上の見回りとかもやりますよね。

V： そうです、やっています。

W： 運動会の後片づけ大会とか、重いもの持つとかさ。だから、いいように男の親を使おうとしてるんですよ。でも、レクリエーションもあるんですよ。バレーボールとかソフトボールやるとかね。

2. 職場関係

離婚母子世帯の場合、職場では離婚していることを公表していない母親もいた。それは、職場という公的領域で、離婚という私的な問題を公表したくない、という理由による。そのような母親は、職場からの配慮が一切期待できないなかで、ひとりで仕事と子育ての両立を行っていることになる。こうした実情からは、職場を介した母子支援政策の限界がみてとれる。

父子世帯では、男性が職場で家庭の事情を持ち出せない、という指摘がなされた。父子世帯の仕事と子育ての両立の困難は、男性の家事育児の遂行能力という問題だけではなく、このような男性の育児を取り巻く社会環境からももたらされている。

■職場では離婚したことは言っていない

【母子グループ①】

C: 私は会社で離婚したってことを言っていないんです。

司会者: 言わないっていうふうに自分で決めて?

C: というか、わざわざ「私、離婚しました」って言いふらすことはないじゃないですか。結婚したっていうんだったら話は別だけど、離婚したってことを言いふらすことはないし、名前も変えてないんです。会社でもそのままの名前でいられるので、言っていないからわからないじゃないですか。

司会者: 職場では皆さんどうなさっていますか。その辺はどうですか。

B: 職場では言っていないです、離婚しているっていうことは。別に言う必要もないから。あんまりそういう私生活のこととかも触れないんで。

司会者: 幼稚園の先生にはおっしゃっていらっしゃいましたが、職場ではそういうことは関係ないという感じですか。

B: 職場では一切プライベートな話はしていません。

■保育園から電話がかかってきたときの職場の雰囲気

【父子グループ②】

司会者: 何かちょっと困る、と思うような経験をされたことってありますか。保育園の先生、幼稚園の先生、小学校の先生がかなり重要だと思うのですが。

U: 大事ですよ。保育園の保母さんというか先生は大事だと思います。37度を超えると保育園で「迎えに来い」じゃないですか。でも何度か保母さんに助けられましたよ。37度1分でも、黙って。もちろん母親(子の祖父母)がいるから引き取りに行けるんですけど、37度1分を37度で抑えてくれるか、くれないかで違うんです。すると仕事中に電話かかってきますからね、「迎えに来てください」みたいな。男はそれで行けないんです。「ちょっとすみません、いま子どもが熱出したので帰ります」はできないんですよ。女性のパートだとかそういうのだったら結構、「ごめんなさい」でも、「まあ、母ちゃんやってるからしょうがねえか」みたいなところがあるけど、男は「何だ、あいつはみたい」な、そういう見られ方をしますよね。だから、それがハンディだといえばハンディだし。例えばTさんみたいに仕事でやってらっしゃるのに、「すみません、会議中なんですけど、子どもがちょっと熱出して帰ります」なんていかないですもんね。

T: 熱が出たらもう最初から「行くな」と。寝かしておく。

U: ああ、だからそうなっちゃいますよね、だから。

3. 地域社会・その他

(1) 民生委員

地域福祉の担い手として、民生委員が存在しているが、母子世帯、父子世帯ともに民生委員に関する話題はほとんどなかった。ただし、生活保護受給の母子世帯で、民生委員から公務員試験の情報を得て、採用試験に合格した母親がいた。

■民生委員が公務員試験の情報を教えてくれた

【母子グループ③】

O: 何か困ったことがあったら相談に乗りましょうかということで、時々訪ねて来て、困ったことがあったら相談に乗りますよという方が、地域にいますよね。近所のおじいちゃんとかおばあちゃんとか。

司会者: 民生委員ですか。

O: そうです、そうです。その方が「こういう公務員試験があるんだけど、どう受けてみない」ということを言ってくれたので、それから履歴書を出して。

司会者： そうですか。ワーカーさんが教えてくれたのではなくて。

0： 違います。

司会者： 地域の民生委員が教えてくれたんですか。

0： そういうアドバイスで1回しかチャンスがなかったですけど、公務員に入ったんです。

(2) 地域の人的資源

頼りにできる地域ネットワークを有するひとり親は少ないが、居住歴が長く、母子世帯になる前から近隣関係が形成されている場合に、近隣の大学生に安価で子どもの家庭教師を引き受けてもらったというというケースや、子どもの保育所を通じた母親のネットワークから、子どもの保育の援助を得ているというケースがあった。このように地域の人的資源は信頼性も高く、有益であるが、活用できているケースは少ない。

アメリカから帰国した父子世帯からは、アメリカでは地域の相互扶助が日常化している状況の中で、子どもを中心とした相互の子育て支援が有効に機能していることが語られた。

■町内の知人の息子が家庭教師をしてくれた

【母子グループ④】

J： 上の子の受験で、希望校があったんですけど塾代も出せないくらいかつかつだったので。塾も家庭教師も一切、1回も行ったことないんですよ。志望校があったんですけど、レベル的にちょっとアレだったんです。2学期の成績を見るとどうしても入れないんですよ。やっぱり近場で交通費、それで都立でないとうちの家計だと金額的に無理。であると、私立もまず1校受けないといけないんですけど、本当に私立に入ってもらったらどうしようもない。どうしようってすごく悩みました、今回。ほんと、悩んで。

それで受験にも追いつかないんですよ。私が教えられればいいんだけど教えられないし、塾にも行かせられないし、すごい、そのときはさすがにつらかったです。で、とりあえず近所の人に相談したんですよ。町内で結構長かったものですから。で、町内会の行事に結構出たから。そこである人の息子さんが大学生だったんです。「うちの息子でよけりゃ聞いたげるよ」って言われて。それで、月2万でやってもらったんです。週2回か3回で。

■保育園のお母さん方には安心して子どもを預かってもらえる

【母子グループ④】

司会者： ファミリーサポートセンターを利用なさってるんですよ。

L： それがないと回らないですね。保育園のお母さんたちにも「ちょっと2時間だけ見てて」とか、そういう感じで助け合いで。看護婦さんが多いんですね。保育園のお母さん方には。なので、安心して預けられるんですけど。

司会者： そういう関係がない1人では難しいですね。

L： みんなの手を借りるって感じで私は生活してきました。

■アメリカで子育てしていたときは、近所の親同士に横のつながりがあった

【父子グループ①】

司会者： アメリカにいらしたときのほうが子育てはやりやすかったですか。

R： そうですね。結構助けてくれますよね。近所が。

司会者： どんな形で。

R： ボランティアが多いんですよ。「野球やりに行くんだけど、おたくのお子さんも連れてっていいですか」って、結構多いんですよ。で、まあ僕もできるときは、今度はお返しみたいな形で、「今日は僕が映画館連れていこう」とか、「公園にスケートボードしに行こう」とか、連れて行った

り、結構そういう横のつながりが多いですね。

司会者： 地域にあるわけですね。

R： そうです。

(3) その他

公務員に採用されたことで社会や親族の態度が一変した、という母子世帯のケースがあった。また、父子世帯の父親から、子どもを引き取って育てているというだけで、褒められるという経験が語られた。いずれも、ひとり親に対する社会的偏見のあらわれといえる。

■公務員になったというだけで、クレジット会社や先生、親族の態度が全く変わった

【母子グループ⑤】

司会者： やはり公務員のメリットというのは、雇用上の安定ということも大きいでしょうね。

O： というか、やっぱり一番最初にびっくりしたのは、母子家庭というだけでクレジットカードをつくれないんですね。

司会者： ああ、そうですか。

O： つくろうとしたときに戻って来ちゃったんですよ。そのときに公務員試験を受けて合格したら、結局それが復活するという感じで、「おつくりしましょうか」という形が逆に……お誘いが来るんですよ。

司会者： 公務員になったことがどうしてわかっちゃうのでしょうか。

O： 公務員試験を受けると、いろんなお電話が入ってきます。

M： すごいな。

O： だから母子家庭という、やっぱり白い目、世間に通じない膜があるんだなと思いましたね。学校の子どもたちに対する扱いも、先生の態度も変わりましたよね、公務員になったというだけで。

司会者： それは実際に感じられましたか？

O： まともに担任の先生から言われました。要するに生活保護世帯から公務員になれば、パッと切りますでしょ。そうすると手のひらが変わるんですよ、先生が、子どもを扱う態度を。私に対する扱い。だから、公務員というただの名刺みたいなものですよ。

司会者： そうですか、学校の先生も公務員で同じ同業者になったということですよ。

O： そうです。すべてのものが保証人なしで何でも買えるという。

司会者： それが大きいですよ。クレジットカードの件も、あちらから言ってくるというのはすごいですね。お客様として。

O： 屈辱ですよ。意地でも入らない。

司会者： 本当にそういう驚くような、自分で予想しなかったことが結構起こったということですね。

O： どんどん起きますね。兄弟もそうですね、残念ですけど。兄弟もやっぱり子どもを連れて泣いて来られたら困るというという考えかもしれないですけど、公務員に受かったよと言うと、年中電話はかかってくるようになりますよね。これが世間かなって。

■父親が子どもを引き取って育てているだけで褒めてくれる

【父子グループ①】

Q： ただ大体褒めてくれますよ。父子家庭で子どもを引き取ってるっていうこと自体が。5人いますね。

司会者： 5人というのはすごいですね。

Q： 経験では3人も5人ももう変わらないですね。

R： 変わらないですね。

司会者： そういえばそうかもしれないですね。

R： 1人だと全然違うんですけど、2人、3人は多分一緒じゃないですか。多分お金の面だけ違う。

司会者： 進学とか、そういうことですね。

Q： やはり、男のずるさっていうか、あるんですけどね。小学校なんかのときに、例えば図書袋で 35センチ掛ける 25センチの袋を縫ってきてくださいとかあるんです。それをどんなに下手くそでもみんな褒めてくれるんですよ。お父さんがつくったんだっていうので。だけど多分、母子家庭のお母さんが下手くそにやっていると、「あそこのうち何？」って言われるようなところってあるんじゃないですかね。

4. 公的機関・福祉制度等

公的機関や福祉制度等に関しては、母子世帯と父子世帯で置かれている状況の違いから、経験や要望もかなり異なっていた。母子世帯では主に現行制度を前提にその手続きや内容が指摘されたのに対し、父子世帯では父親の得ている情報の格差が確認され、情報提供のあり方が問題として指摘された。

(1) 母子世帯

①利用できる制度の情報について

福祉のサービスや手当については、得ている情報に個人差があり、制度を活用しているケースと制度そのものを全く知らないケースもあった。情報提供が不十分で、必要な情報が得にくいという指摘もなされ、相談窓口や離婚届提出窓口などで一元的に情報がほしい、また、ひとり親が利用できる制度等の情報をあらかじめ得ておきたい、という意見があった。母子福祉団体については、ほとんど認知されていなかった。

■情報をどこから得ていいのか、わからない

【母子グループ①】

C： とにかく子どもは連れてきたいわけです。でもひとりで小さい子どもを養っていけるかなっていう不安があるじゃないですか。(中略) 学童保育も夕方の5時ぐらいまでじゃないですか。

A： 母子寮だったら子どもたちはちゃんと職員が見てくれる。

C： ああ、そうなんだ。

司会者： あんまり知られていないんですよね。

C： 母子寮だったらそういうことをしてくれるとか、そういう情報もどこから得ていいのか。

A： そうなんです。私はたまたま病院関係に勤めているから知ってたんですけど。

司会者： いろいろな情報があればもっと早くに決断できた、ということがありますか？

C： できました。ずっと悩んでいて、でも今この2人を私が連れてきちゃったら、かえって子どもに対して悪いんじゃないかっていうことを考えると、踏ん切りがつかなかったっていうのもあります。けど「こういう施設があって、こういう手続をすれば、こういうことをしてくれるところがありますよ」っていうのがもしあったとすれば、何とかできるかもしれないって。

■みんなが情報を知ることができるようになって欲しい

【母子グループ①】

A： しおりでも何でもいいから、そこに「どういう相談はどこに行ったらできるよ」っていうのを、やっぱりみんなが知ることができれば、そういう情報が欲しい人は窓口に行けばいいし、そういうふうになればいいなと思います。

■離婚届け提出のときに全部の情報がもらえるといい

【母子グループ④】

L： 離婚届は絶対に出しますよね。離婚届のときに、何か書類みたいなものをばっともらえれば、そのときに全部見えるので。ただ、あっち行ってくれこっち行ってってくれって言われてたらいいにさ